

自転車マナーアップカード

自転車の違反例


-  **ながら運転**
イヤホン・携帯電話・傘さし
5万円以下の罰金
-  **二人乗り**
未就学児を乗せている場合等は例外あり
2万円以下の罰金又は料料
-  **ほかの自転車との並進**
並進可の標識がある場合は除く
2万円以下の罰金又は料料
-  **夜間の無灯火**
5万円以下の罰金
-  **右側通行**
**3月以下の懲役又は
5万円以下の罰金**

 **命を守るために
自転車ヘルメットを被ろう**

事故にあったら…

- ケガ人の救護** 相手や自分がケガをしたら、救急車を呼ぶなどしましょう。
- すぐに110番** 交通事故が発生したら、警察に通報しなければいけません。
- 家族などに連絡** 家族や学校などに連絡して、なるべく現場に来てもらいましょう。
- 連絡先の交換** 相手の名前や連絡先などを聞きましよう。話し合いは、保護者の方などにしてもらいましょう。
- 周りに助けを求めよう** 電話がなかったり相手が逃げた場合は、近くの人に助けを求めましよう。

相手の連絡先等	氏名
	住所
	電話

自転車の安全利用について 

広島県警察